

参議院議員定数配分規定と投票価値の平等

〔最高裁平成24年10月17日大法廷判決、平成23年（行ツ）51号、選挙無効請求事件、民集66巻10号3311頁〕

大竹 昭裕

I 事実の概要

本件は、平成22（2010）年7月11日に施行された参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」という）につき、東京都選挙区の選挙人である原告らが、公職選挙法14条、別表第3の参議院選挙区選出議員の議員定数配分規定（以下、数次の改正及び平成6（1994）年改正前の別表第2を含めて「参議院議員定数配分規定」という）は投票価値の平等を定めた憲法14条1項等に違反し無効であり、これに基づいて施行された本件選挙の上記選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

平成18（2006）年に改正された参議院議員定数配分規定（以下「本件定数配分規定」という）に基づいて施行された同19年7月の通常選挙当時における選挙区間の議員1人あたりの選挙人数最大較差は1対4.86であったが、最大判平成21年9月30日民集63巻7号1520頁（以下「平成21年大法廷判決」という）は、結論として同選挙当時の本件定数配分規定は憲法に違反するに至っていたものとすることはできないとした。しかし、同時に、上記「較差は、投票価値の平等という観点からは、なお大きな不平等が存する状態であり、選挙区間における選挙人の投票価値の較差の縮小を図ることが求められる状況にある」、最大較差の大幅な縮小のためには「現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となるこ

とは否定できない」と指摘していた。

本件選挙は、本件定数配分規定に基づく2回目の通常選挙であり、本件選挙当時の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数最大較差は1対5.00に拡大していた。原判決（東京高判平成22年11月17日判時2098号24頁）は本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとして請求を棄却したため、原告らは上告した。

II 判 旨

（上告棄却）

（i）「憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。しかしながら、憲法は、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるかの決定を国会の裁量に委ねているのであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない」。

（ii）「しかしながら、社会的、経済的変化

の激しい時代にあつて不斷に生ずる人口変動の結果、投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、当該議員定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である」。以上は、最大判昭和58年4月27日民集37巻3号345頁（以下「昭和58年大法廷判決」という）「以降の参議院議員（地方選出議員ないし選挙区選出議員）選挙に関する累次の大法廷判決の趣旨とするところであり、……基本的な判断枠組みとしてこれを変更する必要は認められない」。もっとも、「最大較差1対5前後が常態化」する中で、最大判平成16年1月14日民集58巻1号56頁（以下「平成16年大法廷判決」という）、最大判平成18年10月4日民集60巻8号2696頁（以下「平成18年大法廷判決」という）、平成21年大法廷判決においては、「上記の判断枠組み自体は基本的に維持しつつも、投票価値の平等の観点から実質的にはより厳格な評価がされるようになってきたところである」。

(iii)「憲法は、二院制の下で、一定の事項について衆議院の優越を認め（59条ないし61条、67条、69条）、その半面、参議院議員の任期を6年の長期とし、解散（54条）もなく、選挙は3年ごとにその半数について行う（46条）ことを定めている。その趣旨は、議院内閣制の下で、限られた範囲について衆議院の優越を認め、機能的な国政の運営を図る一方、立法を始めとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与え、参議院議員の任期をより長期とすることによって、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映し、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。いかなる具体的な選挙制度によって、上記の憲法の趣旨を実現し、投票価値の平等の要請と調和させていくか

は、二院制の下における参議院の性格や機能及び衆議院との異同をどのように位置付け、これをそれぞれの選挙制度にいかんにか反映させていくかという点を含め、国会の合理的な裁量に委ねられている……が、その合理性を検討するに当たっては、……制度と社会の状況の変化を考慮することが必要である」。

(iv)「参議院議員の選挙制度の変遷……を衆議院議員の選挙制度の変遷と対比してみると、……同質的な選挙制度となってきた……。このような選挙制度の変遷とともに、急速に変化する社会の情勢の下で、議員の長い任期を背景に国政の運営における参議院の役割はこれまでも増して大きくなってきている……。加えて、衆議院については、この間の改正を通じて、投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として、選挙区間の人口較差が2倍未満となることを基本とする旨の区割りの基準が定められている。これらの事情に照らすと、参議院についても、二院制に係る上記の憲法の趣旨との調和の下に、更に適切に民意が反映されるよう投票価値の平等の要請について十分に配慮することが求められる」。しかし、「参議院においては、この間の人口移動により、都道府県間の人口較差が著しく拡大した」にもかかわらず、「基本的な選挙制度の仕組みについて見直しがされることはなく、5倍前後の較差が維持されたまま推移してきた」。

(v)「さきに述べたような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院は衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する責務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い」。昭和58年大法廷判決は都道府県単位の選挙区が持つ住民意思集約機能を指摘するが、「これを参議院議員の選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はなく、むしろ、都

道府県を選挙区の単位として固定する結果、その間の人口較差に起因して投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続していると認められる状況の下では、上記の仕組み自体を見直すことが必要になるものといわなければならない。また、同判決は、参議院についての憲法の定めからすれば、議員定数配分を衆議院より長期にわたって固定することも立法政策として許容されるとしていたが、この点も、ほぼ一貫して人口の都市部への集中が続いてきた状況の下で、数十年間にもわたり投票価値の大きな較差が継続することを正当化する理由としては十分なものとはいえず、ささらに、同判決は、参議院議員の選挙制度の仕組みの下では、選挙区間の較差の是正には一定の限度があるとしていたが、それも、……数十年間の長期にわたり大きな較差が継続することが許容される根拠になるとはいえない。

(vi) 「人口の都市部への集中による都道府県間の人口較差の拡大が続き、総定数を増やす方法を採用することにも制約がある中で、このような都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の実現を図るという要求にこたえていくことは、もはや著しく困難な状況に至っている」。このことは、平成16年大法廷判決を受けて設けられた専門委員会の平成17年10月の報告書において指摘されており、「前回の平成19年選挙についても、投票価値の大きな不平等がある状態であって、選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であることは、平成21年大法廷判決において特に指摘されていた……。それにもかかわらず、平成18年改正後は上記状態の解消に向けた法改正は行われることなく、本件選挙に至ったものである。これらの事情を総合考慮すると、本件選挙が平成18年改正による4増4減の措置後に実施された2回目の通常選挙であることを勘案しても、本件選挙当時、前記の較差が示す選挙区間における投票価値の

不均衡は、投票価値の平等の重要性に照らしてもはや看過し得ない程度に達しており、これを正当化すべき特別の理由も見いだせない以上、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたというほかはない」。

(vii) 「もっとも、当裁判所が平成21年大法廷判決において……参議院議員の選挙制度の構造的問題及びその仕組み自体の見直しの必要性を指摘したのは本件選挙の約9ヶ月前のことであり、……選挙制度の仕組み自体の見直しについては、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が求められるなど、事柄の性質上課題も多いためその検討に相応の時間を要することは認めざるを得ないこと、参議院において、同判決の趣旨を踏まえ、参議院改革協議会の下に設置された専門委員会における協議がされるなど、選挙制度の仕組み自体の見直しを含む制度改革に向けての検討が行われていたこと……などを考慮すると、本件選挙までの間に本件定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない」。

(viii) 「国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であることや、……国政の運営における参議院の役割に照らせば、より適切な民意の反映が可能となるよう、単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる前記の不平等状態を解消する必要がある」。

なお、本判決には、櫻井龍子裁判官、金築誠志裁判官、千葉勝美裁判官の補足意見、竹内行夫裁判官の意見のほか、本件定数配分規定は違憲であり本件選挙も違法であるが、事

情判決の法理により本件選挙は有効とする田原睦夫裁判官、須藤雅彦裁判官、大橋正春裁判官の反対意見が付されている。

Ⅲ 研 究

1. はじめに

最大判平成8年9月11日民集50巻8号2283頁（以下「平成8年大法廷判決」という）は、選挙区間の議員1人当たりの選挙人数最大較差が1対6.59に達していた平成4（1992）年7月の参議院議員通常選挙について、選挙当時の参議院議員定数配分規定は「憲法に違反するに至っていたものと断ずることはできない」ものの、「違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等が生じていたものといわざるを得ない」として「違憲状態」にある旨の判断を示した。しかしその後、選挙区間での投票価値の最大較差が恒常的に5倍前後あったにもかかわらず、最高裁は、参議院議員定数配分規定が違憲状態にあることを認めることなく合憲判断を下してきた。ところが、平成16年大法廷判決では、6人の裁判官が参議院議員定数配分規定を違憲とただけでなく、行政裁量に対する司法審査の手法を立法裁量の分野にも適用して立法裁量をより厳格に統制⁽¹⁾しようとする4人の裁判官による「補足意見2」も次回選挙で漫然と現在の状況が維持されたままであれば違憲判断の余地が十分あると警告し、また、平成18年大法廷判決は、法廷意見自らが制度の枠組みの見直しを含む投票価値較差縮小のための継続的検討の必要性を指摘した。そして、平成21年大法廷判決は、Iに述べたとおり、平成19（2007）年7月の通常選挙に関し、本件定数配分規定は憲法に違反するに至っていたものとすることはできないとしたものの、同時に、「投票価値の平等という観点からは、なお大きな不平等が存する状態であり、選挙区間における選挙人の投票価値の較差の縮小を

図ることが求められる状況にあ」り、最大較差の大幅な縮小のためには「現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となることは否定できない」と指摘していた。このような判例の流れの中で、平成21年大法廷判決の場合と同じ平成18（2006）年改正の本件定数配分規定に基づき施行され、同判決の場合より投票価値最大較差が拡大した本件選挙に関して、最高裁がどのような判断を下すか注目されてきた。

本判決は、結論として「本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということはできない」としたものの、「選挙区間における投票価値の不均衡は、投票価値の平等の重要性に照らしてもはや看過し得ない程度に達しており、これを正当化すべき特別の理由も見いだせない以上、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていた」とし、参議院議員定数配分規定に関しては平成8年大法廷判決以来2度目の「違憲状態」判決となった。

2. 合憲性の判断枠組み

参議院議員定数配分規定に関して、最大判昭和39年2月5日民集18巻2号270頁（以下「昭和39年大法廷判決」という）は、「議員数を選挙人の人口数に比例して、各選挙区に配分することは、法の下での平等の憲法の原則からいって望ましい」とするにとどめ、司法審査の可能性は否定しないものの、各選挙区への議員定数配分を基本的に立法政策の問題とする態度をとった。しかし、衆議院議員定数配分規定を違憲とした最大判昭和51年4月14日民集30巻3号223頁（以下「昭和51年大法廷判決」という）をうけた昭和58年大法廷判決は、昭和39年大法廷判決の立場を変更して、憲法は「議員の選出における各選挙人の投票の有する価値の平等をも要求する」ことを明らかにし、ただ、「憲法は、……投票価値の平等を選挙制度の仕組みにおける唯一、

絶対の基準としているものではなく、国会は、正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由をもしんしゃくして、その裁量により……選挙制度の仕組みを決定することができるのであつて、国会が具体的に定めたところのものがその裁量権の行使として合理性を是認しうるものである限り、それによって……投票価値の平等が損なわれることとなつても、やむをえない」と述べて、①「人口の異動が当該選挙制度の仕組みの下において投票価値の平等の有すべき重要性に照らして到底看過することができないと認められる程度の投票価値の著しい不平等状態を生じさせ」、かつ②「それが相当期間継続して、このような不平等状態を是正するなんらの措置を講じないことが、……複雑かつ高度に政策的な考慮と判断の上に立つて行使されるべき国会の裁量的権限に係るものであることを考慮しても、その許される限界を超えると判断される場合」に「初めて議員定数の配分の定めが憲法に違反するに至る」という、2段階の審査から成る合憲性判断枠組みを示した。

参議院議員定数配分規定に関するこの合憲性判断枠組みはその後の判例で踏襲されてきており、本判決も、基本的にこの判断枠組みに従って判断している(判旨(i)・(ii))。しかし、本判決は、平成16年大法廷判決、平成18年大法廷判決、平成21年大法廷判決で「投票価値の平等の観点から実質的にはより厳格な評価がされるようになってきた」ことを指摘しており(判旨(ii))、本判決自体もこのような判例の流れの延長上に位置づけられるといえよう⁽²⁾。このことは、具体的には例えば次のような点にも見て取ることができよう。

第1は、合憲性判断枠組みに基づく具体的判断の中で述べられていることであるが、「参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い」(判旨(v))

と断言する点である。通説・判例ともに、従来、「参議院議員選挙について衆議院議員選挙よりも較差を広く認めてきたが、本判決はそれをはっきりと否定した」⁽³⁾ということであり、参議院議員定数配分規定の合憲性判断枠組みの適用にあたって、投票価値平等がより厳格に要求されるということである。また、このことは、平成18年大法廷判決、平成21年大法廷判決で投票価値の平等が選挙制度の仕組み決定の絶対・唯一の基準ではないことを述べる際に、国会が考慮し得る「他の政策的目的ないし理由」の例として「参議院の独自性など」が挙げられていたが、本判決ではそれが省かれている点⁽⁴⁾についてもいえるかもしれない。

次に、第1段階審査の結論部分で、選挙区間における投票価値の不均衡が「投票価値の平等の重要性に照らしてもはや看過し得ない程度」に達しているだけでなく、「これを正当化すべき特別の理由も見いだせない」ことをもって違憲状態としている点である(判旨(vi))。これはいわば第1段階の審査要件に「これを正当化すべき特別の理由」の有無という新たな要件を付加したに等しく、実質的には審査の厳格化に繋がるものといえよう⁽⁵⁾。

そのほか、平成21年大法廷判決と同様に、2段階から成る合憲性判断枠組みそのものが「簡潔な表現に言い換えられている」⁽⁶⁾点もある(判旨(ii))。すなわち、従来付されていた「投票価値の平等の有すべき重要性に照らして到底看過することができないと認められる程度の」、「複雑かつ高度に政策的な考慮と判断の上に立つて行使されるべき国会の裁量的権限に係るものであることを考慮しても」などの文言が存在しない。これらはいずれも具体的判断に際して立法裁量の重視・尊重に繋がり得る文言であり、これらが省かれていることは投票価値平等をより厳格に求めていることの表れといえなくもない。しかし、第1段階審査の結論部分で、「選挙区間

における投票価値の不均衡は、投票価値の平等の重要性に照らしてもはや看過し得ない程度に達しており」（判旨（vi）、）と述べていて、判断枠組みでは省かれたはずの文言が使われていることから、判断枠組みの記述でこの種の表現が省かれていることに大きな意味はないとの見方も成り立ち得よう。

3. 本件定数配分規定の合憲性

第1段階審査の結果、「違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていた」との結論を導き出すが、そこに至る論理過程で本判決は、どのような選挙制度によって憲法の趣旨を実現し投票価値平等の要請と調和させるかは国会の合理的裁量に委ねられるとし、その合理性の検討に当たっては「制度と社会の状況の変化を考慮」する必要があるとする（判旨（iii））。そして、その「変化」として指摘されているのが（1）両議院の選挙制度の同質化、（2）参議院の役割の増大、（3）衆議院の選挙制度における選挙区間人口較差が2倍未満となることを基準とする区割り基準の設定であり、そこから参議院でも投票価値平等の要請への十分な配慮が必要なことが導かれている（判旨（iv））。（1）・（2）が投票価値平等の要請への十分な配慮を導く「変化」の一つだということは、逆にいえば、参議院の選挙制度及び役割如何によっては投票価値平等の要請の程度も変化（緩和）し得ることにもなりそうである⁽⁷⁾。

判旨（v）では「参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見出しがたい」と述べた上で、昭和58年大法廷判決で示された参議院の独自性・特殊性や都道府県がもつ住民意思集約機能（事実上の都道府県代表的意義・機能）は投票価値較差継続正当化の理由とはならないことを明らかにしている。都道府県を参議院議員選挙区の単位としなければならない憲法上の要請はないことを

法廷意見が明確にしたのは初めてのことであり⁽⁸⁾、さらには都道府県を選挙区単位として固定することが長期にわたる投票価値較差継続の理由だとして、その見直しが必要なことを明言している。ただ、参議院の独自性・特殊性や都道府県の住民意思集約機能が投票価値較差継続を「正当化すべき特別の理由」にならないとなると、「国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由」は相当絞り込まれることになるはずであるが、それでは具体的に何を観念し得るのかとの疑問⁽⁹⁾も指摘されている。選挙制度構築に当たっては「憲法を踏まえて両議院にどのような役割・機能を期待するのか、あるべき両院関係、あるべき国会像」の検討⁽¹⁰⁾がなされなければならないはずで、その意味では、本判決の法廷意見は「統治機構のあり方を大局的に見据えた十分な検証がなされていない」との評価⁽¹¹⁾も頷けよう。

本判決は第1段階審査の結論として「違憲状態」にあることを導くにあたって、長期にわたり投票価値較差是正がなされないまま経過してきたことをその判断要素としている。この点については、「時の経過」の中で、都道府県単位の選挙区制という仕組み自体が長期にわたり投票価値平等の要請を歪めてきたとするもので、衆議院議員小選挙区選挙の「1人別枠方式」について違憲状態とした手法（最大判平成23年3月23日民集65巻2号755頁）と類似するとの指摘⁽¹²⁾や投票価値較差が5倍を超えても違憲状態にあるとしてこなかった従来判例との整合性を図ったとの指摘⁽¹³⁾もある。しかし、いずれにしても、本判決でも基本的に踏襲されている判断枠組みに従えば、第1段階審査で問われるのは「投票価値の著しい不平等状態」の存否であり、「是正がなされないまま経過してきた」か否かは、本来、第2段階の審査で問われるべきことではないのか、との疑問は払拭できない⁽¹⁴⁾。

それでは、「国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由」との関連で相対的にならざるを得ないとしても、第1段階審査で許容される投票価値較差の限度はどの程度か。平成8年大法廷判決が1対6.59の較差を違憲状態としたのに対し、6倍未満の較差に止まったその他のケースでは合憲としてきたことから、判例は6倍程度を許容限度として見られてきた。学説では、(1) 1対4まで許容し得るとする見解もあるものの、(2) 1対2の基準を若干緩和し得るとする見解、(3) 1対2を基準とする見解、(4) あくまで1対1が原則で1対2以内でも違憲問題が生じ得るとする見解などがあり、(2) が通説とされる⁽¹⁵⁾。本判決では「本件選挙当時……の較差が示す選挙区間における投票価値の不均衡」を「違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態」としているのであるから、本件選挙当時の1対5.00という較差が「時の経過」を踏まえつつも違憲状態とされたわけで、従来の判例の立場に比べ投票価値較差許容限度の数字的な判断も厳格化されたといえる。しかし、どの程度までの較差であれば憲法上許容され得るのかは明確になっていない⁽¹⁶⁾。

本判決は、第2段階審査において、参議院議員選挙制度の構造的問題やその仕組み自体の見直しの必要性を指摘した平成21年大法廷判決が下されたのが本件選挙の約9ヶ月前で、参議院の選挙制度の仕組み自体の見直しについては相応の時間を要すること、参議院では選挙制度自体の見直しを含む制度改革に向けての検討が行われていたことなどを考慮し、違憲判断を行うことを見送った(判旨(vii))。その上で、現行選挙制度の見直しを内容とする立法措置を講じ、違憲状態をできるだけ速やかに解消することを求めている(判旨(viii))。それでは、違憲状態解消までに許される猶予期間(「相当期間」)はどれくらいであるのか。この点に関して、櫻井裁判

官補足意見は「相応の時間をかけても21世紀の日本を支えるにふさわしい参議院議員選挙制度の在り方について十分な議論」をすることを求め、千葉裁判官補足意見も「相応の時間をかけて周到に裁量権を行使する必要がある」とする。これに対し、金築裁判官補足意見は「仕組みの見直しによる違憲状態の是正の可及的に早期の実現に向けて真摯かつ具体的な検討」を求めている、竹内裁判官意見も「参議院の在り方にふさわしい選挙制度の仕組みの基本となる理念や政策的目的等を国民に対し速やかに提示し、具体的な検討を行う」ことを求めている(下線はいずれも引用者)。「違憲状態の速やかな解消」とは言いつつ、そこに込められた意味については裁判官により微妙なニュアンスのあることが見て取れそうである。

4. おわりに

上述のとおり、本判決では、都道府県単位の選挙区制など現行選挙制度の見直しを内容とする立法措置を講じ違憲状態をできるだけ速やかに解消することを求めているが、仮に違憲状態解消までに許される猶予期間(「相当期間」)を経過したということになれば、裁判所としては違憲判断を下すことになる。その場合、どのような判決方法を採用し選挙の効力をどのように扱うかという問題が生ずる。

周知のように、衆議院議員定数配分規定に関する昭和51年大法廷判決では、定数配分規定全体が違憲の瑕疵を帯びるとし、選挙を無効とすることにより生ずる憲法の所期しない結果を避けるため事情判決の手法を採用した。この手法は、同じく衆議院議員定数配分規定に関する最大判昭和60年7月17日民集39巻5号1100頁(以下「昭和60年大法廷判決」という)でも採用されている。しかし、昭和51年大法廷判決には、訴訟提起された選挙区に関する限り違憲無効であり、その効力は週

及しない旨の反対意見が付されていたし、昭和60年大法廷判決に付された補足意見では、いわゆる「将来効」判決の可能性も述べられていた。本判決で反対意見を付した3裁判官は、いずれも本件定数配分規定は違憲で本件選挙も違法であるが、事情判決の法理により本件選挙は有効とする。しかし、同時に反対意見では、平成25（2013）年の次回参議院通常選挙が選挙制度の枠組みの是正がなされず弥縫策を施したままで行われた場合には訴訟提起された選挙区の選挙無効の判決を下さざるをえないとの見解、選挙無効判決が確定した場合に生じ得る混乱を最小限に抑えるよう欠員補充のための選挙についての立法措置の検討を求める見解も示されている。

平成24（2012）年11月の公職選挙法一部改正では、同28（2016）年施行の参議院議員通常選挙に向け選挙制度の抜本的見直しについて引き続き検討を行うこととしている。しかし、次回参議院議員通常選挙については選挙区選出議員について4増4減を行うに止まっており、結局、本年（同25（2013）年）施行の通常選挙は抜本的見直しが実現しないままで行われることとなった。この選挙後に提起されるであろう選挙無効訴訟で裁判所がどのような判断を下すことになるのか、注目される場所である⁽¹⁷⁾。

注

- (1) 今関源成「参院定数不均衡最高裁判決－最高裁2004年1月14日大法廷判決をめぐって」ジュリスト1272号（2004年）92頁、福井章代「公職選挙法14条、別表第3の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の合憲性」ジュリスト1280号（2004年）122頁など参照。
- (2) 榎透「参議院議員定数配分規定の合憲性：2012年最高裁判決」法学セミナー697号（2013年）128頁、新井誠「参議院議員定数不均衡訴訟上告審判決」平成24年度重要判例解説（ジュリスト1453号、2013年）9頁など参照。

- (3) 工藤達朗「参議院議員選挙と投票価値の平等－参議院議員選挙無効請求事件」論究ジュリスト4号（2013年）96頁。
- (4) 新井・前掲論文注(2)9頁。
- (5) 榎・前掲論文注(2)128頁参照。
- (6) 鎌野真敬「参議院定数訴訟最高裁大法廷判決の解説と前文」ジュリスト1395号（2010年）56頁。
なお、只野雅人「公職選挙法14条、別表第3の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の合憲性」判例評論616号（判例時報2072号、2010年）3頁も参照。
- (7) 上田健介「参議院議員定数配分規定の合憲性」法学セミナー増刊速報判例解説12号（2013年）37頁参照。
- (8) 榎・前掲論文注(2)128頁。
- (9) 新井・前掲論文注(2)9頁。
- (10) 拙稿「衆議院選挙区割り」と投票価値の平等」青森法政論叢12号（2011年）124頁。
- (11) 新井・前掲論文注(2)9頁。この点で、新井論文同頁も指摘するように、竹内裁判官の「意見」が参照されるべきである。
- (12) 新井・前掲論文注(2)9頁。
- (13) 判例時報2166号（2013年）本判決匿名解説7頁。
- (14) 判断枠組みとの関係でいえば、平成21年大法廷判決の合憲という結論を導き出す論理も明瞭なものではなかった（上田健介「参議院議員定数配分規定の合憲性」平成21年度重要判例解説（ジュリスト1398号、2010年）9頁参照）。
- (15) 辻村みよ子「議員定数不均衡と参議院の特殊性」憲法判例百選Ⅱ〔第5版〕（2007年）341頁。
- (16) 新井・前掲論文注(2)9頁参照。
- (17) 工藤・前掲論文注(3)96頁以下は、本判決に付された反対意見を踏まえて違憲判決の方法等について検討している。

[追記]

本年（平成25（2013）年）7月21日施行の参議院議員通常選挙について、同月22日、ある弁護士グループによる全選挙区を対象とする選挙無効訴訟と別のグループによる広島選挙区を対象とする選挙無効訴訟が提起された。